

(10) 法令への適合性

この項目では、両検討対象地における都市計画など、法令への適合性について、比較・検討を行った。

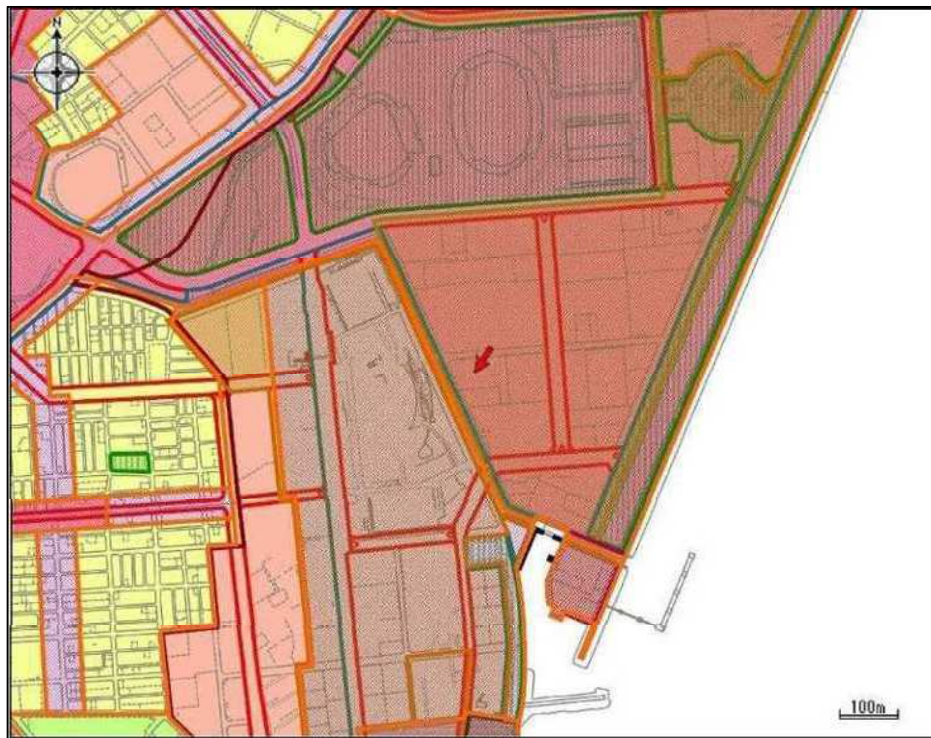
① 両検討対象地の状況

ア) 県庁東側の土地

当該土地は、地区計画が定められた与次郎ヶ浜地区の区域内にあるが、当地区は、鴨池ニュータウン業務地区地区計画の区域に隣接し、昭和47年度に完了した公有水面埋立事業によって造成された基盤整備済みの地区である。

当初より観光地区が指定され、娯楽レクリエーション施設が立地しており、近年は、鴨池ニュータウン業務地区での業務集積の高まりに対応して、業務施設の立地動向が見られる。

(周辺の都市計画区域等の状況) ※かごしま i マップより転載



| | | |
|------------------|--------------------|----------------|
| 都市計画区域 | 都市計画区域界 | |
| 区域区分 | 市街化区域・市街化調整区域界 | |
| 用途地域 | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 第二種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 | 第二種住居地域 |
| 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 |
| 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 |
| 防火・準防火地域 | 防火地域 | 準防火地域 |
| その他地域地区 | | |
| 田園居住環境保全地区 環境保全型 | 田園居住環境保全地区 幹線道路沿道型 | 地域中心地区 幹線道路沿道型 |
| 特別用途地区 | 高度地区 | 駐車場整備地区 |
| 風致地区 | 臨港地区 | 高度利用地区 |
| 都市施設 | 都市計画道路 | 流通業務地区 |
| 都市高速鉄道 | 公園・緑地・墓地 | 道路 |
| 地区計画 | 地区計画 | その他都市施設 |
| 市街地開発事業 | 土地区画整理事業 | 市街地再開発事業 |
| 指定既存集落区域 | 指定既存集落区域 | |
| 宅地造成工事規制区域 | 宅地造成工事規制区域 | |
| 立地適正化計画区域 | 立地適正化計画区域 | |
| 居住誘導区域 | 居住誘導区域 | |
| 都市機能誘導区域 | 都市機能誘導区域 | |
| 屋外広告物規制地域 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 |
| | 第1種制限地域 | 第2種制限地域 |
| 景観計画区域 | 市街地・台地ゾーン | 自然緑地ゾーン |
| | 複層ゾーン | 八重の棚田地区 |
| | 磯地区 | 南洲門前通り地区 |
| | 高入旧跡地区 | 歴史と文化の酒地区 |
| 眺望確保範囲 | 眺望確保範囲 | |
| 視点場・眺望地点等 | 視点場・眺望地点等 | |

(用途地域)

当該土地の用途地域は商業地域であり、建ぺい率は80%、容積率は400%となっており、体育館建設に当たって特段の規制はない。

(地区計画)

当該土地は「与次郎ヶ浜地区」の「交流・業務地区」の区域内である。
同地区計画の地区整備計画において、建築できる建築物が定められているが、スポーツ施設は、「ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場」と定められており、現在検討している総合体育館については該当せず、建設できないこととなっている。

(主な規制の状況)

| 項目 | 内容 |
|----------|----------------------------|
| 用途地域 | 商業地域 |
| 特別用途地区 | なし |
| 地区計画 | 「与次郎ヶ浜地区」の「交流・業務地区」 |
| 建ぺい率 | 80% |
| 容積率 | 400% |
| 道路斜線 | 前面道路の反対側までの水平距離(20m)+勾配1.5 |
| 隣地斜線 | 31m+勾配2.5 |
| 駐車場整備地区 | あり |
| 臨港地区 | なし |
| 鹿児島市景観計画 | なし |

イ) 県農業試験場跡地

当該土地の周辺は、かごしま都市マスタープランの地区整備の基本方針で文教・福祉施設の拠点として位置づけられており、地区計画が定められた谷山文教・福祉地区の区域内にある。

土地区画整理事業により、当該土地を中心とした広大な区画が生み出されており、公園や道路の基盤施設の整備が進んでいる。

(周辺の都市計画区域等の状況) ※かごしまiマップより転載



| | | |
|------------------|--------------------|----------------|
| 都市計画区域 | 都市計画区域界 | |
| 区域区分 | 市街化区域・市街化調整区域界 | |
| 用途地域 | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 第二種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 | 第二種住居地域 |
| 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 |
| 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 |
| 防火・準防火地域 | 防火地域 | 準防火地域 |
| その他地域地区 | | |
| 田園居住環境保全地区 環境保全型 | 地域中心地区 環境整序型 | 地域中心地区 幹線道路沿道型 |
| 特別用途地区 | 田園居住環境保全地区 幹線道路沿道型 | 駐車場整備地区 |
| 風致地区 | 高度地区 | 高度利用地区 |
| 都市施設 | 臨港地区 | 流通業務地区 |
| 都市高速鉄道 | 都市計画道路 | 道路 |
| 地区計画 | 公園・緑地・墓地 | その他都市施設 |
| 市街地開発事業 | 地区計画 | |
| 指定既存集落区域 | 土地区画整理事業 | 市街地再開発事業 |
| 宅地造成工事規制区域 | 指定既存集落区域 | |
| 立地適正化計画区域 | 宅地造成工事規制区域 | |
| 居住誘導区域 | 立地適正化計画区域 | |
| 都市機能誘導区域 | 居住誘導区域 | |
| 屋外広告物規制地域 | 都市機能誘導区域 | |
| 景観計画区域 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 |
| 眺望確保範囲 | 第1種制限地域 | 第2種制限地域 |
| 視点場・眺望地点等 | 市街地・台地ゾーン | 自然緑地ゾーン |
| | 桜島ゾーン | 八重の欄田地区 |
| | 磯地区 | 南洲門前通り地区 |
| | 喜入旧藩地区 | 歴史と文化の道地区 |
| | 眺望確保範囲 | |
| | 視点場・眺望地点等 | |

(用途地域)

当該土地の用途地域は第二種中高層住居専用区域であり、建ぺい率は60%、容積率は200%となっている。

第二種中高層住居専用区域については、延床面積1,500㎡超の体育館は建設できないこととなっている。

(地区計画)

当該土地は「谷山文教・福祉地区」の「文教・福祉関連地区」の区域内である。

同地区計画の地区整備計画において、建築できる建築物が定められているが、体育館については建設できないこととなっている。

(主な規制の状況)

| 項目 | 内容 |
|----------|-----------------------------|
| 用途地域 | 第二種中高層住居専用地域 |
| 特別用途地区 | なし |
| 地区計画 | 「谷山文教・福祉地区」の「文教・福祉関連地区」 |
| 建ぺい率 | 60% |
| 容積率 | 200% |
| 道路斜線 | 前面道路の反対側までの水平距離(20m)+勾配1.25 |
| 隣地斜線 | 20m+勾配1.25 |
| 日影規制 | 影の落ちる場所の規制 |
| 駐車場整備地区 | なし |
| 臨港地区 | なし |
| 鹿児島市景観計画 | なし |

② 評価

両検討対象地とも、都市計画法等の規定により、地区計画の制約があり、現時点では大規模な体育館は建設できないところ。

また、県農業試験場跡地については、用途地域についても制約がある。

双方ともに、建設には鹿児島市との地区計画除外手続等の協議が必要不可欠であるという観点から、同等であると評価を行った。

(11) その他

今回の候補地の選定では、2つの土地のどちらが立地に適しているかという観点で評価を行ったことから、評価項目としては設定していないが、「用地」と「財源」については、今後整備を検討していく上で重要な要素となることから、それぞれの現状・課題を記載する。

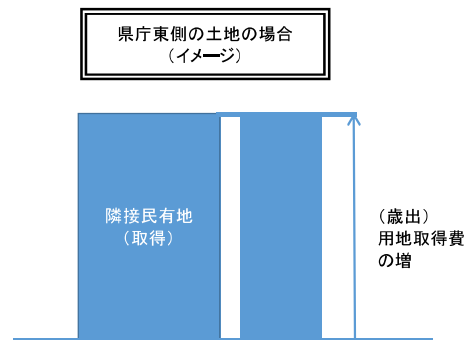
① 用地

県庁東側の土地は、面積が 8,240 m²であり、施設の規模等を考慮すると、隣地の約 24,000 m²も合わせた整備が必要であると考えられる。

隣地は私有地であり、用地取得費も含めた土地譲渡に係る合意が必要である。

県庁東側の土地及び隣接私有地において総合体育館を整備する場合、用地取得費の増による歳出の増が生じることとなる。

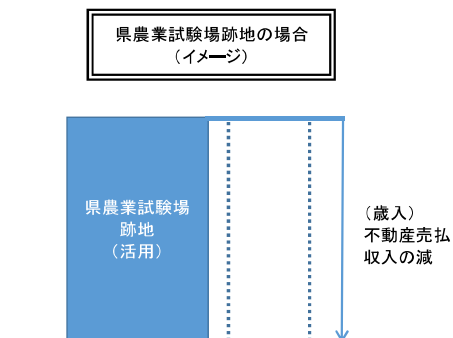
なお、用地取得費については、土地の譲渡協議を開始せず、土地の評価も行っていない中で、事前にその経費を正確に見積もることは困難である。



県農業試験場跡地は、平成 22 年度に売却の方針を示しており、未利用の 3 区画の総面積は 54,939 m²あるが、そのうちの 2 区画を活用したとしても約 32,000 m² (㉔街区+㉓-2 街区) 又は約 42,000 m² (㉔街区+㉔街区) となり、十分な面積を確保できることから、用地取得は不要と考えられる。

県農業試験場跡地を活用して総合体育館を整備する場合、当該財産を売却する際の不動産売払収入の減が生じることとなる。

なお、不動産売払収入についても、売却時期や売却方法、入札の状況等に左右されることから、事前にその額を正確に見積もることは困難である。



このように、県庁東側の土地及び隣接民有地において総合体育館を整備する場合には歳出の増等、農業試験場跡地を活用する場合には歳入の減が生じるが、現時点においてその影響額を見積もることは困難であることから、両者の財政負担の比較は難しいと考えられる。

② 財源

新たな総合体育館の整備に向けて、今後、まちづくりを所管する鹿児島市と土地利用のあり方等について協議を行うこととなるが、その結果、都市公園事業として運動施設を整備する場合には、国の社会資本整備総合交付金を活用できる可能性がある。

県庁東側の土地については、鴨池公園（運動公園）に近接しており、都市公園へ編入することにより社会資本整備総合交付金を活用できる可能性がある。

同公園への編入を検討する上では、間に道路や民有地があり一体的利用に課題がある。

県農業試験場跡地については、他の都市公園へ編入する場合、周辺には市管理の慈眼寺公園（総合公園）があるが、同公園とは約1kmの距離があり、一体的利用に課題がある。

また、単独で新設の都市公園とする場合、周辺の状況を勘案すると、最大で約5.5haとなる（国の運用指針における運動公園の規模：概ね15ha以上）ことや、県の都市公園の建ぺい率は、鹿児島市を含む降灰防除地域においては上限22%であり、適切な施設の配置など、敷地全体の利用方法に課題がある。

なお、両方の土地とも、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用が可能である。

(運動施設整備に活用可能な補助金等)

| | 社会資本整備総合交付金 | 学校施設環境改善交付金 |
|------|------------------------|--|
| 所管 | 国土交通省 | 文部科学省 |
| 補助率等 | 施設整備費 1/2 用地取得費 1/3 | ○交付対象面積 ：床面積が2,000㎡以上とし、 4,000㎡が上限 ○交付金算定方法 床面積×スポーツ施設単価×算 定割合 ※スポーツ施設単価（スポーツ庁 が建物別に別途定める建築単価） 地域スポーツセンター新改築単 価〔R1〕179,100円/㎡ ※算定割合1/3 |

【参考】都市公園区域におけるスポーツ施設の整備状況

各都道府県の都市公園区域におけるスポーツ施設の整備状況について調査を行った。

(調査概要)

- 過去20年(平成10年度以降に整備されたもの)の事例を対象
(県が事業主体のもの)
- 新設を対象(新築, 改築を対象。既存施設の改修は対象外)
- 競技大会が開催できる規模のものを対象
- 回答状況(回答有: 41団体(うち該当なし: 9) 未回答: 6)
- 施設数: 85施設

(都市公園区域におけるスポーツ施設の整備状況)

| 施設の種類 | 陸上競技場 | 体育館 | 球技場 | 野球場 | 庭球場 | その他 | 計 |
|-------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|----|
| 施設数 | 15 (18%) | 14 (16%) | 14 (16%) | 11 (13%) | 7 (8%) | 24 (28%) | 85 |

(施設の種類の国庫補助の有無)

| 施設の種類の国庫補助 | 陸上競技場 | 体育館 | 球技場 | 野球場 | 庭球場 | その他 | 計 |
|------------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 有 | 11 (73%) | 10 (71%) | 4 (29%) | 6 (55%) | 4 (57%) | 10 (42%) | 45 (53%) |
| 無 | 0 (0%) | 2 (14%) | 1 (7%) | 1 (9%) | 0 (0%) | 4 (17%) | 8 (9%) |
| 不明 | 4 (27%) | 2 (14%) | 9 (64%) | 4 (36%) | 3 (43%) | 10 (42%) | 32 (38%) |
| 計 | 15 | 14 | 14 | 11 | 7 | 24 | 85 |

(国庫補助の状況)

(単位: 百万円)

| 施設の種類の国庫補助 | 陸上競技場 | 体育館 | 球技場 | 野球場 | 庭球場 | その他 | 計 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 施設数 | 5 | 8 | 3 | 2 | 3 | 5 | 26 |
| 総事業費(a) | 29,640 | 27,842 | 16,586 | 3,926 | 1,903 | 16,212 | 96,110 |
| 国庫補助(b) | 11,474 | 10,415 | 4,065 | 1,677 | 755 | 7,421 | 35,806 |
| (b)/(a) | 38.7% | 37.4% | 24.5% | 42.7% | 39.7% | 45.8% | 37.3% |

※上記のうち, 都市公園事業で金額が判明している施設のみを抜粋

各項目ごとの検討(総括表)

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|--------------|--|---|
| ① 敷地面積の確保 | <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接民有地を含めれば、約3.2haとなり、<u>十分な面積を確保</u>できる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※県有地: 8,240㎡ 民有地: 約24,000㎡ (モデルハウス部分を除く)</p> </div> | <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用が未定の用地が、約5.5haあり、<u>十分な面積を確保</u>できる。 市道で1.2ha~2.3haのブロックに分かれるものの、<u>一定程度の面積を確保</u>できる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※県有地: 54,939㎡ ※街区ごとの面積 (㉕)19,120㎡, ㉖: 23,152㎡, ㉗-2: 12,667㎡) ※㉕+㉖=42,272㎡ ※㉕+㉗-2=31,787㎡</p> </div> |
| ② 駐車場の確保 | <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地に余裕があり、敷地内に<u>一定程度の駐車場を確保</u>できる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※周辺500mの民間駐車場等 : 約2,400台</p> </div> | <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地に余裕があり、敷地内に<u>一定程度の駐車場を確保</u>できる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※周辺500mの民間駐車場 : 15台</p> </div> |
| ③ 交通利便性 | <p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 市中心部から近く、<u>交通利便性が高い</u>。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※鹿児島中央駅とのアクセス JR: 6分(徒歩25分) ※平日46本, 土日44本 市電: 14分(徒歩15分) ※平日137便, 土145便, 日137便 バス: 18分(徒歩1分) ※平日75便, 土日69便 自家用車: 15分 ※()内は最寄り駅等までの時間</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※鹿児島港本港区まで車で10分 ※鹿児島新港まで車で7分 ※鴨池港(垂水フェリー)まで徒歩13分</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※県内主要都市とのアクセス ▪鹿屋市(高速道路): 101分 " (フェリー): 90分 ▪薩摩川内市(高速道路): 52分 ▪霧島市(高速道路): 52分 ▪南さつま市(一般道): 55分 ▪奄美市(フェリー): 794分 " (航空機): 159分 ▪西之表市(高速船): 105分 " (航空機): 124分</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> 市中心部からやや遠く、<u>交通利便性に劣る</u>。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※鹿児島中央駅とのアクセス JR: 16分(徒歩8分) ※平日46本, 土日44本 市電: 30分(徒歩25分) ※平日137便, 土145便, 日137便 バス: 29分(徒歩10分) ※平日18便, 土日15便 自家用車: 30分 ※()内は最寄り駅等までの時間</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※鹿児島港本港区まで車で28分 ※鹿児島新港まで車で26分 ※鴨池港(垂水フェリー)まで車で20分</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※県内主要都市とのアクセス ▪鹿屋市(高速道路): 98分 " (フェリー): 107分 ▪薩摩川内市(高速道路): 49分 ▪霧島市(高速道路): 49分 ▪南さつま市(一般道): 36分 ▪奄美市(フェリー): 813分 " (航空機): 164分 ▪西之表市(高速船): 123分 " (航空機): 129分</p> </div> |

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|--------------------------|--|--|
| (主要なアクセス道路の状況) ④ 交通渋滞 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 周辺道路が<u>やや混雑している</u>。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※主要なアクセス道路: 鹿児島港下荒田線 道路幅員: 27m(歩道: 7m) 12時間交通量: 23,329台 混雑度: 1.14 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 周辺道路が<u>混雑している</u>。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※主要なアクセス道路: 鹿児島加世田線 道路幅員: 16m(歩道: 4m) 12時間交通量: 13,039台 混雑度: 1.45 </div> |
| | ○12時間交通量: H27交通センサ ○混雑度 1.0未満 混雑なし 1.0~1.25 やや混雑 1.25~1.75 混雑 1.75以上 非常に混雑 | |
| ⑤ 周辺道路の状況 | ○ <ul style="list-style-type: none"> 周辺道路に<u>四車線道路が多く、車両によるアクセスが比較的容易</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※主要なアクセス道路: 鹿児島港下荒田線(四車線) ※用地の周辺 北側: 市道(四車線) 東側: 市道(四車線) 西側: 市道(二車線) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※想定されるアクセス経路 (市北部又は高速から) 天保山交差点 ⇒ 太陽橋南口交差点 (市中心部から) 騎射場交差点 ⇒ 運動公園前交差点 (南部から) 南小前交差点 ⇒ 鴨池港前の交差点 </div> | — <ul style="list-style-type: none"> 周辺道路が<u>二車線以下で、車両によるアクセスにやや課題あり</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※主要なアクセス道路: 鹿児島加世田線(二車線) ※用地の周辺 北側: 市道(二車線) 東側: 市道(二車線) 西側: 市道(二車線) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※想定されるアクセス経路 (市北部又は市中心部から) 笹貫陸橋交差点 ⇒ 南高校前 (高速から) 谷山IC ⇒ 西谷山小前交差点 (南部から) 谷山支所前交差点 ⇒ 市役所谷山支所 </div> |
| ⑥ 周辺住宅等への影響 | — <ul style="list-style-type: none"> 周辺に<u>マンション等があり、配慮が必要</u> | — <ul style="list-style-type: none"> 周辺に<u>住宅が密集しており、配慮が必要</u> |
| ⑦ 経済波及効果 | — <ul style="list-style-type: none"> 市中心部から近く、コンサート・イベント等の誘致・開催による<u>経済効果が一定程度期待できる</u>。 | — <ul style="list-style-type: none"> 市中心部からやや遠いが、コンサート・イベント等の開催に大きな支障はなく、誘致・開催による<u>経済効果が一定程度期待できる</u>。 |

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|----------------------|--|---|
| ⑧ 施設の収益性 | <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> コンサート・イベント等の開催が施設の収益性に一定程度寄与し、<u>収益性が期待できる</u>。 <p>※施設の維持管理費用の軽減に一定程度寄与することが期待できる。</p> | <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> コンサート・イベント等の開催が施設の収益性に一定程度寄与し、<u>収益性が期待できる</u>。 <p>※施設の維持管理費用の軽減に一定程度寄与することが期待できる。</p> |
| ⑨ 周辺施設の状況 (商業・宿泊) | <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設は少ないが宿泊施設が多く、これらとの連携による<u>利用者の利便性は高い</u>。 <p>(商業施設) 概ね徒歩15分以内 ※大店立地法による届出状況をもとに調査 ○大型商業施設数 (店舗面積千㎡以上): 6施設</p> <p>(宿泊施設) 概ね徒歩15分以内 ※旅館業法に基づく許可状況をもとに調査 ○宿泊施設数: 11施設 (客室数: 959室 定員数: 1,563人)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 商業施設, 宿泊施設ともに少ないことから、周辺施設と連携した利用者の利便性は<u>やや低い</u>。 <p>(商業施設) 概ね徒歩15分以内 ※大店立地法による届出状況をもとに調査 ○大型商業施設数 (店舗面積千㎡以上): 4施設</p> <p>(宿泊施設) 概ね徒歩15分以内 ※旅館業法に基づく許可状況をもとに調査 ○宿泊施設数: 1施設 (客室数: 36室 定員数: 84人)</p> |
| ⑩ 法令への適合性 | <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>地区計画の除外手続等が必要</u> <p>(用途地域) 商業地域 (地区計画) 与次郎ヶ浜地区計画</p> | <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>用途地域の変更手続等が必要</u> <u>地区計画の除外手続等が必要</u> <p>(用途地域) 第二種中高層住居専用区域 (地区計画) 谷山文教・福祉地区計画</p> |

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|-----|--|---|
| その他 | (用地) <ul style="list-style-type: none"> 隣地は民有地であり、用地取得費も含めた土地譲渡に係る合意が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 県有地であり、用地取得が不要 |
| | (財源) <ul style="list-style-type: none"> 学校施設環境改善交付金が活用可能 都市公園とすることにより、<u>社会資本整備総合交付金を活用できる可能性</u>がある。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※鴨池公園(運動公園)と近接しているが、同公園への編入を検討する上で、一体的利用に課題</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> 学校施設環境改善交付金が活用可能 都市公園とするには、課題が多い。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※周辺に市管理の慈眼寺公園(総合公園)があるが、約1km離れており、一体的利用に課題 ※単独で新設の都市公園とする場合、最大で約5.5ha (国の運用指針における運動公園の規模:概ね15ha以上) ※県の都市公園の建ぺい率は、22%であり、適切な施設の配置に課題</p> </div> |

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|------|---|--|
| 総合評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○一定のまとまった用地であり、駐車場が確保できる。 ○市中心部から近く、交通利便性が高い。 ○既に各種のスポーツイベントが開催されている鴨池公園のスポーツ施設との一体的な利用により、本県のスポーツ振興の拠点としての機能の発揮が期待できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○一定のまとまった用地であり、駐車場が確保できる。 ●市中心部からやや遠く、交通利便性に劣る。 |

(関係者意見等)

| | 県庁東側の土地 (隣接民有地含む) | 県農業試験場跡地 |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・屋内スポーツ競技団体から当地区への建設の要望あり | <ul style="list-style-type: none">・地元商工関係者等から当地区への建設の要望あり |

3 検討結果

両用地を比較・検討し、総合的な評価を行った結果、総合体育館の建設に十分な面積を確保するためには隣接民有地を取得する必要があるものの、

- ・交通利便性に優れ、現状、交通渋滞が少なく、周辺に宿泊施設が多く立地し、利用者の利便性が高いこと、
- ・これまで多くのスポーツイベント等が開催されている白波スタジアム、平和リース球場など、スポーツ施設が集積する鴨池公園に近接しており、これら施設との一体的な利用により、本県スポーツ振興の拠点としての機能の発揮も期待できること、

などから、県庁東側の土地を新たな候補地とすることとしたい。